

さくら猫やまぐち会則

【名称】

第1条 この会は、「さくら猫やまぐち」と称する。以下「本会」という。

【事務所】

第2条 本会の事務所は、山口県山口市に置く。

【目的】

第3条 本会は、日本国の法律を遵守し、社会公益の為、猫と人との適切な関係構築を目指すものとする。

【活動】

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動・事業を実施する。

- ・ 猫のTNR（捕獲・避妊虚勢手術・元の場所に戻す）活動。
- ・ 個人や他団体によるTNR活動の後方支援
- ・ TNR活動を円滑に進めるための人的ネットワークの構築及び情報発信
- ・ その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

【会員】

第5条 本会の会員は、次の種類とする。

- ・ 本会の目的に賛同し、共に活動することを望む者を会員とする。ただし、会の協力者は、この限りではない。

【退会】

第6条 会員は、退会届を役員に提出し任意に退会することができる。会員本人が死亡したときは、退会したものとみなす。

【会員資格の抹消】

第7条 本会会員が、次の各号に該当することになった場合は、本会本部の判断により登録を抹消することができる。

- ・ 会員として相応しくないと認められる事実が発生した場合。

【役員】

第8条 本会の運営のために、次の役員をおく。

- (1) 代表 1 名
 - (2) 会計 1 名
 - (3) 監査 1 名
- 2 役員は会員の互選により定める。
 - 3 役員任期は 1 年間とする。ただし再任を妨げない。

【役員職務】

第 9 条 代表は、会を代表して会務を総括する。

- 2 会計は、会の会計事務を処理する。
- 3 監査は、会の業務執行の状況を監査する。会計との兼任は不可とする。

【会議】

第 10 条 本会の会議は例会及び役員会とし、必要に応じて適宜行う。

【財源】

第 11 条 本会に必要な経費は、寄付金、助成金、補助金その他の収入をもってこれにあてる。

【資金および収支管理と報告】

第 12 条 本会の代表が管理運営し、報告する。

【会計年度】

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、3 月 31 日までとする。

【その他】

第 14 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に役員会で定める。

【附則】

この会則は、西暦 2021 年 4 月 1 日から施行する。